

令和2年5月8日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第21報】

－ 学納金の減免申請について －

この度の新型コロナウイルスで感染された方々の一日も早いご快癒とともに、ご無念ながら症状悪化によりお亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本学園では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学園独自の就学支援特例措置として、仙台育英学園高等学校在籍生徒に対して「令和2年度教育運営費減免申請について（お知らせ）」、秀光中等教育学校前期課程在籍生徒に対して「令和2年度後期分授業料減免申請について（お知らせ）」をお伝えしたところです。

それぞれ内容に一部変更がありますので下記のとおり再度お知らせいたします。

なお、今後の状況によって、本学園は7月31日までに本対応の一部を変更することがあります。その際は再度お知らせいたします。つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 【仙台育英学園高等学校在籍生徒対象】令和2年度教育運営費減免申請について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う仙台育英学園高等学校在籍生徒への学園独自の就学支援特例措置として、下記の全ての要件を満たしている者に限り、教育運営費を2020年10月1日～2021年3月31日の期間で学園が負担します。これは申告制です。なお、申請期間は2020年8月3日～2020年8月31日までとなります。

【減免対象の要件】

- (1) 2020年7月期までの学納金（授業料・設備維持費・教育運営費等）を全額納付していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に起因し生計を同一とする者の一名がA・B・Cのいずれかに該当すること。（※1）
- (3) 2020年8月31日までに学則に基づく懲戒処分を受けていないこと。

※1

- A) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の持続化給付金の交付をうけたことが証明できる書類を申請期間中に本学園に提出していること。
- B) 2020年7月1日～2020年7月31日の期間中で失業手当の交付を申請中もしくは受給していることを証明できる書類を申請期間中に本学園に提出していること。
- C) 2019年4月1日～2019年7月31日の平均給与に対し、2020年4月1日～2020年7月31日の平均給与が50%減となったことを証明でき、かつ2020年4月1日～2020年7月31日の期間中、休業手当を支給されていることを証明できる書類（所属会社・法人の給与支払証明書）を申請期間中に本学園に提出していること。

2. 【秀光中等教育学校前期課程在籍生徒対象】令和2年度後期分授業料減免申請について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う秀光中等教育学校前期課程在籍生徒への学園独自の就学支援特例措置として、下記の全ての要件を満たしている者に限り、後期授業料(18万円)を学園が負担します。これは申告制です。なお、申請期間は2020年8月3日～2020年8月31日までとなります。

【減免対象の要件】

- (1) 特典を付与されていないこと。
- (2) 前期分の学納金を全額納付していること。(※1)
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に起因し生計を同一とする者の一名がA・B・Cのいずれかに該当すること。(※2)
- (4) 2020年8月31日までに学則に基づく懲戒処分を受けていないこと。

※1 未納の方は、2020年5月25日までに完納した場合のみ減免対象となる。

※2

- A) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の持続化給付金の交付をうけたことが証明できる書類を申請期間中に本学園に提出していること。
- B) 2020年7月1日～2020年7月31日の期間中で失業手当の交付を申請中もしくは受給していることを証明できる書類を申請期間中に本学園に提出していること。
- C) 2019年4月1日～2019年7月31日の平均給与に対し、2020年4月1日～2020年7月31日の平均給与が50%減となったことを証明でき、かつ2020年4月1日～2020年7月31日の期間中、休業手当を支給されていることを証明できる書類(所属会社・法人の給与支払証明書)を申請期間中に本学園に提出していること。

上記の件についての申請・ご質問は下記にお願いいたします。

TEL 022-256-4141

担当：星(内線276)、平塚(内線279)

以上